**国頭村農林水産物不利性条件解消事業の募集について（案内）**

【目　的】

　沖縄北部地域の農林水産業の持続可能な発展と、沖縄県の地理的不利性の改善を図るため、国頭村が定める地域特産物の県外への出荷コストの負担軽減により、地域の稼ぐ力の向上により持続可能な定住条件の確保に向けた自立的な取組を支援します。

【事業内容】

　国頭村が指定している農林水産物の県外への出荷に係る運賃の一部を補助します。

【補助金額】

運送の実情に応じて、費用が決定されるが、基本額として、下記の金額が明示されている。

（例）青果物　３３円／ｋｇ　　花卉　３０円／ｋｇ　鮮魚等　５０円／ｋｇ

【補助対象者】

　農業生産法人等

　農業者３戸以上に任意団体（農業販売収入が５０万円以上で確定申告をしている事）

　※詳細の要件があるため、希望者は農林水産課で確認をしてください。

【事業の手続き】

　申請の手続き

①農林水産課にて要件等の確認及び申請データの受取

②生産振興計画登録申請書

事業採択後の手続き

　　　①事業遂行状況報告書（毎月整理）

　　　②事業実績報告（３月）（４月確定後の報告）

【提出期限】

　令和４年８月１日（金）

【詳細の事業の内容】

　生産振興計画登録事業者の手引き参照

（国頭村役場農林水産課窓口及び沖縄県・国頭村HPにて入手してください）

【問い合わせ・申し込み先】

　国頭村役場　農林水産課　０９８０－４１－２１２２

　（電話での事業内容の確認は困難なため、事前に日程調整後来庁ください）